

2017 年 12 月 8 日

株式会社メタップス

代表取締役社長 佐藤 航陽

問合せ先： 取締役 山崎 祐一郎 03-5325-6270

証券コード：6172

<http://www.metaps.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。そのためには、経営環境の変化を適時に捉え、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な経営課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を重視した経営を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記録すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤 航陽	4,366,000	33.65
日本瓦斯株式会社	607,000	4.68
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	369,300	2.85
山崎 祐一郎	326,000	2.51
株式会社博報堂	250,000	1.93
インテック・アイティ 2 号投資事業有限責任組合	175,482	1.35
MSCO CUSTOMER SECURITIES	174,160	1.34
株式会社セガゲームス	150,000	1.16
CREDIT SUISSE SECURITIES(USA)LLC SPCL. FOR EXCL. BEN	128,608	0.99
野村證券株式会社	98,729	0.76

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
------	---

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	8 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社以上 50 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高山 健	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高山 健	○		事業会社における取締役として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任と判断しております。なお、同氏と当社との間に人的・資金的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	—
----------------------------	---

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、代表取締役直轄の部署として内部監査部を設置し、内部監査部長 1 名が、内部監査を実施しております。 当社では、良質な企業統治体制の確立に向けて、いわゆる三様監査（監査役監査、内部監査、会計監査）を実施し、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体として監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っております。 監査役と会計監査人は、四半期毎に会合を持ち、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの連携により、監査の品質向上と効率化に努めております。 監査役と内部監査部は、原則月次で会合を持ち、相互補完体制として、年度監査計画の調整、監査結果の検討、合同監査など効果的な監査の実施に努めております。 内部監査部と会計監査人は、四半期毎に会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、協議を実施しております。 上記を踏まえ、原則四半期毎に三様監査会議を開催し、各監査間での監査計画・監査結果の報告、情報の共有化、意見交換など緊密な相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
亀村 明	他の会社の出身者													
中町 昭人	弁護士													
吉川 朋弥	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m. その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
亀村 明	○	—	長年にわたる金融業界での職務経験及び上場企業の取締役としての経験を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の株式 2,500 株および新株予約権を 1 個所有しておりますが、その他の人的・資金的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。
中町 昭人	○	—	弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を 1 個所有しておりますが、その他の人的・資金的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

吉川 朋弥	○	-	公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・監査に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権を1個所有しておりますが、その他の人的・資金的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。
-------	---	---	--

会社との関係(2)

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断される、独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的として導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブとして、取締役、監査役、従業員等に対し、就任時期または在籍時期や期間、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、個別の報酬開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で報酬限度を決議し、個別の役員への配分につきましては、その範囲内で、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランス等を考慮して、取締役会または監査役会にて協議のうえ、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、管理部で行い、社外監査役へのサポートは、常勤監査役および内部監査部で行っております。取締役会への資料は、原則として取締役会事務局により事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

また、社外取締役に対しては、取締役会事務局より重要会議の議事、結果を報告しています。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

■取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役4名で構成しており、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

■監査役及び監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名(社外監査役)と非常勤監査役2名(社外監査役)で構成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査部及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

■内部監査

当社は代表取締役直轄の内部監査部が、内部監査計画に従い、当社全部門に対して業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、内部監査部を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、内部監査部と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

■会計監査人

当社は PwC あらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

■業務執行会議

当社は業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役会決議事項以外の業務執行に関する重要な事項については、原則として毎週開催する業務執行会議で審議・決議を行うこと

としております。業務執行会議は、業務執行取締役と常務執行役員で構成されております。また、社外取締役および常勤監査役も、業務執行会議に出席し、意見具申等を行うことで業務執行の適法性を監督しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、提出日現在において、取締役4名うち社外取締役1名、監査役3名うち社外監査役3名の体制であります。社外取締役及び社外監査役は、監査機能の強化または監査役の監査機能の強化のため、当社にとって重要な位置づけであります。

当社の事業規模やスピードを勘案し、現状の監査役制度の下、社外取締役および社外監査役による経営への監督機能を確保しつつ、業務執行の効率化を図ることが、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に繋がるものと判断し、現状の体制を構築しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化、監査法人との連携により、法定期限より早い招集通知の発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、8月決算のため、一般的な決算月である3月や12月のような株主総会の集中日ほどの集中はしない状態と認識しておりますが、8月決算会社の集中日とは異なる日とするよう配慮してまいります。また、開催場所については、多数の株主が参加できるよう交通の便を考慮して決定しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を導入しています。
その他	株主総会及び議決権行使の円滑化を促進するため、当社ホームページに招集通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	説明会（不定期）の開催に加え、個人投資家向け IR サイトの開設等を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的に決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現地訪問および電話会議形式等による個別面談を実施しております。また、ホームページ上にも英語の IR サイトを設け、説明会資料等を英文にて掲載しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	有価証券報告書等および適時開示書類等の法定開示資料に加え、説明会資料、IR ニュース等を掲載しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	代表取締役を IR の最高責任者とし、経営企画部を IR 活動の担当部署とし、財務担当取締役を IR 活動の推進責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針として IR 活動を実践いたします。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、2011年7月19日、2014年6月24日、2015年5月26日の取締役会決議により、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
2. コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告する。
3. 取締役会は、取締役会等重要な会議をととして各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
4. 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保する。
6. 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
7. 当社グループ内すべての使用人が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに監査役へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努める。
8. 内部監査部は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

(b) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行う。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社グループ内のリスク管理体制強化のために、リスク管理規程を策定し、当社グループにおけるリスク評価及び対応は、管理部が推進する。
2. 販売先、仕入先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表、稟議規程、経理規程、子会社管理規程に基づいて行い、管理部長を責任者として管理の事務局は管理部が行う。
3. 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響を及ぼす重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または経営会議に報告し、取締役会または経営会議において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。
4. 取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。
5. 内部監査部は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性に

ついて評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び執行役員から構成される経営会議において事前審議を行い、その真偽を経て執行決定を行うこととする。
2. 取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表に基づきそれぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定めることとする。
3. 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときは管理部からの助言を得る。
4. 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するよう IT システムに関する整備を推進する。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。
2. 当社グループの業務の適正を確保するための体制として、子会社管理規程を定め、グループ会社の管理は管理部が行う。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく管理部長を通じて、取締役会または経営会議に報告し、同時に監査役へ報告する。
3. グループ会社に対する管理、支援等を行う管理責任、援助責任部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努める。
4. 内部監査部は、内部監査規程に基づき当社グループの監査を定期的に実施し、その結果について社長に報告する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会または経営会議に報告し、同時に監査役へ報告する。
5. 内部統制システムを整備するに当たっては、内部統制マニュアルに基づき、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
6. 当社は、当社が定める子会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的または随時に関係資料の提出を求める。
7. 当社は、定期的または随時にグループマネジメント会議を開催し、その他必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査役と協議の上、任命する。任命された補助者は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
2. 監査役補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知する。

(g) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

1. 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに当社監査役に報告する。
2. 監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めることができる。
3. 内部監査部は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査役と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。
4. 内部統制担当部門は、監査役と密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。
5. 監査役監査事務に不都合がある場合は内部監査部においてこれを補助する。
6. 監査役は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われるための体制

1. 当社グループの取締役及び使用人は監査役またはその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応する。
2. 社外相談窓口や監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
3. 監査役がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理する。
4. 監査役は監査法人との会合を定期的または随時にもち、財務報告の信頼性について意見交換を行う。
5. 監査役は代表取締役との会合を定期的または随時にもち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(i) 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
2. 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
3. 内部統制担当部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または経営会議に報告する。また、併せて監査役へ報告する。
4. 上記 1. から 3. に掲げる方針及び手続き等を運用するにあたり、IT 環境の適切な理解とこれを踏まえた IT の有効かつ効率的な利用を推進し、IT に係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
5. 内部監査部は、財務報告に係る内部統制の有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、併せて監査役へ報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶しております。

(b) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

a. 社内規程の整備状況

当社は、上記考え方のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力の排除にかかる調査実施マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

b. 対応統括部署

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部と定めております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

c. 反社会的勢力排除の対応方法

1. 新規取引先・株主・役職員について

原則として、民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査します。取引の開始時には、各種契約書等には「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。

2. 既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合、速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

d. 外部の専門機関との連携状況

当社は、外部講習会・セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。

e. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

f. 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

格別の買収防衛策を導入していませんが、当社の株主の共同の利益又は企業価値を毀損するおそれのある買収行為が行われる可能性がある場合は、買収防衛策の導入を検討し、導入を決定した場合には、その詳細について直ちに公表いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、会社情報の適時適切な開示を実施するため、社内規程として「情報開示規程」を制定し、情報収集プロセスや公表プロセスを明文化するとともに、適時に、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行える社内体制の充実に努めております。

a. 適時開示の責任者及び担当部署の整備

会社情報の適時開示の管理責任者として、管理部門統括取締役を開示情報管理責任者に選任し、担当部署を経営企画部および管理部としています。

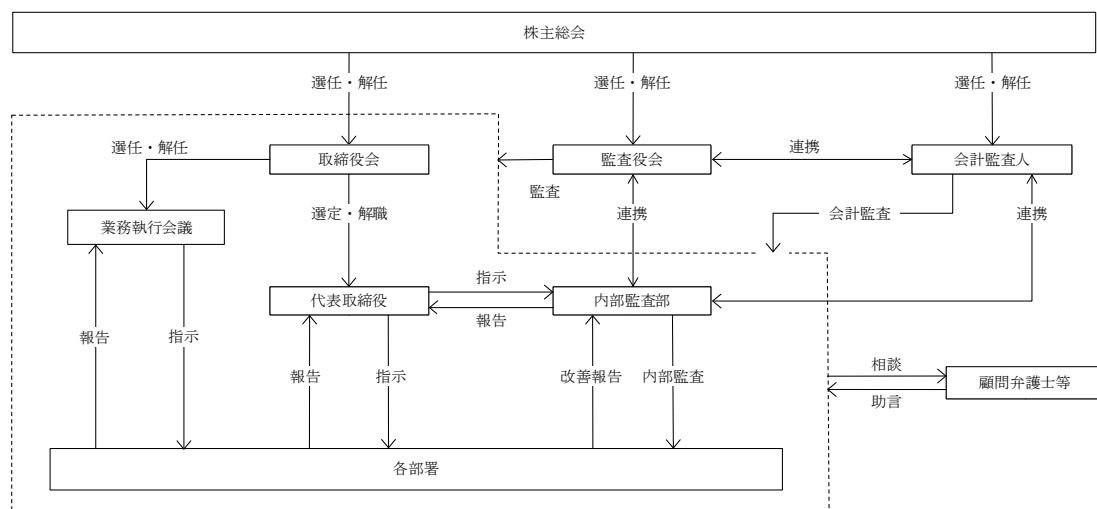
b. 全社的な対応整備及び適時開示手続きの整備

当社は、上場に向けて当社及びグループ会社の役員・従業員に対して適時開示に関する研修会等の機会を設け、適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

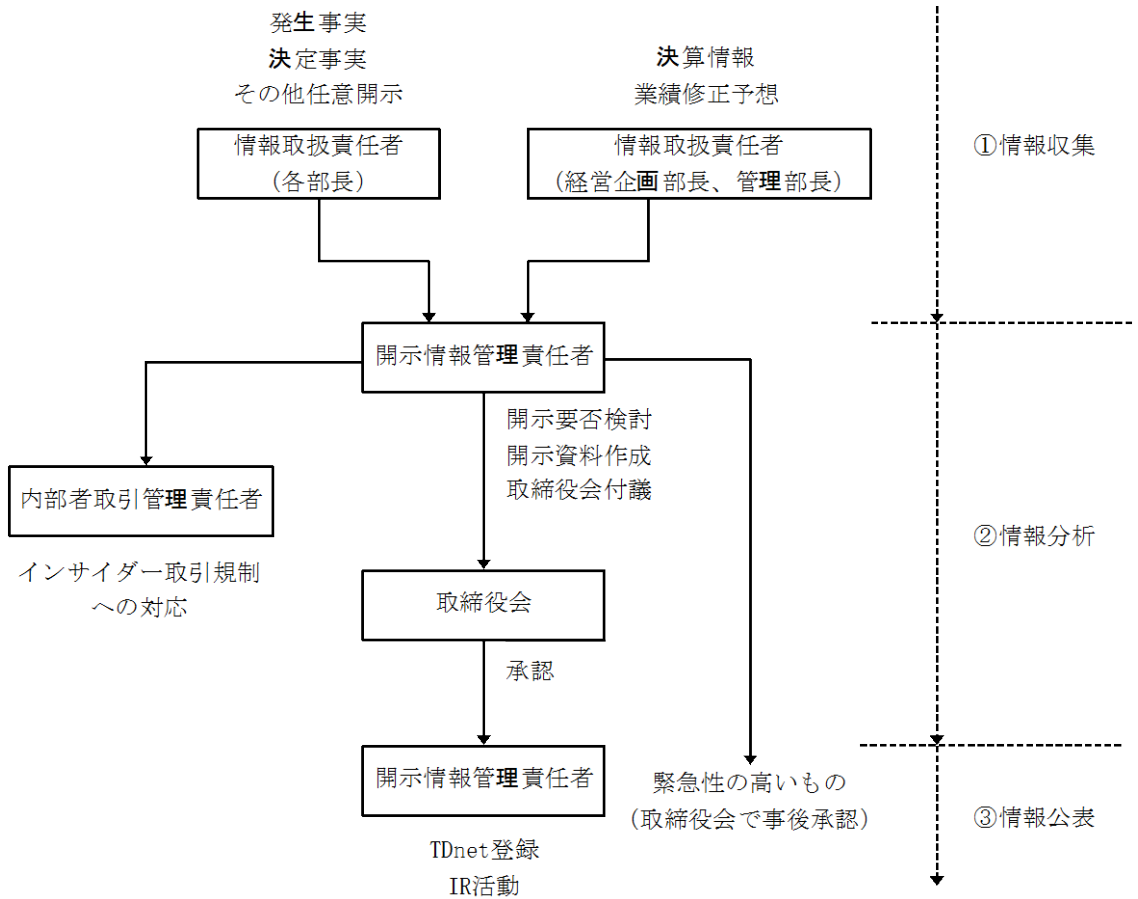
上場後については、開示情報管理責任者は情報取扱責任者からの報告を受け、原則、取締役会の承認を経て、情報開示規程に則り、開示情報管理責任者が速やかに貴証券取引所へ開示することとしております。ただし、緊急性の高い事案については、開示情報責任者の判断で、適時開示を行い、取締役会の事後承認を得ることとしております。

会社情報の取り扱いについては、情報取扱責任者、経営企画部、管理部並びに該当事項の関係者のみに限定しており、該当部署以外には情報漏洩をしないように細心の注意を払っております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上